

デジタル庁の目指すところ

(第9回 FMCC 研究会 2021年11月18日実施)

デジタル庁 参事官(統括・総務) 吉田 宏平氏

本日は、デジタル庁発足の問題意識から始めて、現状について紹介し、併せて、岸田政権発足後に立ち上げられたデジタル田園都市国家構想の実現に向けた会議や、デジタル臨調の会議についても紹介いたします。

デジタル化への課題とデジタル庁の目指すところ

新型コロナウイルス感染症が拡大して、社会経済活動にさまざまな制限が加えられているなか、デジタルの可能性は、早くから着目されてきました。様々な施策を実施してきましたが、社会経済活動のあらゆる局面で課題が浮き彫りになったというのが、この1年半の動きだと考えております。

経済社会面でいうと、オンラインがなかなかうまくいかないとか、働き方、テレワークが一部では浸透したけれども、書面押印原則廃止の一括法で改善したところはあるけれども、やはり押印手続きなどのために出社するというように、まだまだ制約があります。

教育、医療に関しても、一時的な規制緩和で、制度的な制約は引き下げられておりますが、オンライン教育、オンライン診療が華やかになりし状態になっているかというところでもありません。オンライン教育の場合、2019年の学校の緊急の閉鎖のときには、GIGAスクール¹の1人1台端末はなく、2020年4月時点で、GIGAスクール端末が、全国で96%以上配備された状況です。しかし、学校現場でWi-Fi接続がうまくいかないとか、自宅への持ち帰りの許可など、さまざまな制約があります。医療に関しても、オンライン診療の課題もありますが、コロナの感染状況を把握するために、病院、保健所からのファクスでの報告をデジタル化しようとしても、なかなかそこがうまくいかないという課題もありました。2019年の特別定額給付金の10万円給付については、マイナンバーカードを使って、オンラインでの給付を目指しましたが、自治体でそれをプリントアウトして目視確認をするということもありました。これらの教訓は、今後、生きてくるとは思っておりますが、いずれにしても、社会経済活動あらゆる局面で生じている課題はいまだに現在進行形だと考えています。

本質的にどうして課題が生まれてしまったのかを考えて、デジタル庁の目指す方向の話をしていきます。国で考えると、国のなかでも各省庁、省庁のなかでも各部署あるいは各課ごとに、さまざまなデータを取り扱っており、その取り扱いの仕組みがばらばらです。そうすると、例えば病院の状況の管理にしても、病院のID自体も、厚生労働省のなかでもさまざま

¹ 全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組み。「GIGA」は「Global and Innovation Gateway for All 全ての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉」を意味する。

まなデータベースで ID が統一されておらず、病院の名寄せもうまくいきません。病院に限らず、分野別、省庁別で、さまざまな仕組みがばらばらにつくられています。これは国だけではなく、自治体でも同じ状況です。医療や教育、防災の分野でも、それぞれの部局をまたがるような連携がなく、システムとそこに紐づくデータが、横でつながっていません。これを、原則として、全体をできる限り共通の機能でくくり、一からシステム開発をしないで済むようにする方向性で考えています。

もちろん自治体のサービスは、各市町村の状況においてさまざまにあるのが地方自治の原則です。しかし、国から自治体に委託している業務について、同じ業務を委託しているにもかかわらず、自治体ごとのやり方によってさまざまなシステムが乱立していることには、考え方の整理が必要でしょう。国が自治体に対して共通のシステム・サービスを提供したとしても、自治体ごとの住民サービスの最後の部分は、LINE を使ったり、Yahoo! を使ったり、独自のアプリを使ったりという工夫はあるべきだし、あってしかるべきだと思います。しかし、その裏でもあるバックエンドの仕組み自体は、データの持ち方も含め、できる限り統一していく。データの形式や保存のしかたについても、共通のルールによって横串を差すと、横で連携することができるようにしたい。そうすると、災害時に例えば避難所で、医療関係の情報も確認したいといったときに、その情報も確認できますし、引越し前と引越し後の市町村間のデータのやりとりも、非常にスムーズというか、やりとりすら不要になる可能性があります。あるいは、国が地方の状況を把握することも容易になります。病院の状況もその例で、各市町村の病院が、市町村に連絡をして、その情報を都道府県が取りまとめる。それが厚生労働省に渡るといったところの階層構造も、必要なくなります。リアルタイムの情報を、手間なくまとめているためのマンパワーも相当なものがありますので、ここをシステムの面で解決していきたいというのが、あるべき姿です。根本的な存在理由として、ばらばらの仕組みを、できる限り共通の機能を持つようなかたちで、サービス提供ができるようにしたいというのが、デジタル庁の目指すところの基本的な考え方です。

IT 基本法とデジタル庁の創設

IT 基本法は 2000 年に成立して、2001 年に初めて e-Japan 戦略がつくられて、そこから 20 年がたちました。20 年たってもこのような状況であることは、これは大きな反省材料にせざるを得ないと思います。最初はインフラの敷設から始めて、ネットの利活用、さらには行政業務改革でデジタル・ガバメントの推進、あるいは行政手続きのデジタル化に進めてきました。IT 化は進めてきましたが、そこで IT で横串を差して、ばらばらの取組をまとめるといったところまでは至らなかった。デジタル化が不徹底だったと思っています。

2019 年の 9 月に菅政権が誕生し、菅総理指示で、IT 基本法の抜本改正、それとデジタル庁の設置ということが決まり、2020 年の 9 月 1 日にデジタル庁が発足しました。

デジタル庁は、内閣官房 IT 総合戦略室が母体になります。内閣官房には、もともと総合

調整機能があり、IT の文脈で各省の施策に横串を差すということは、これは内閣官房の時代からやっていました。ただし不徹底であったことから、この総合調整機能を強化するために、各省への勧告権も含めた司令塔機能を、法律上、措置しました。

それから、内閣官房では固有の業務は持ちませんでした。電子署名法、番号法、公的個人認証、あとは法人番号の制度などを移管して、デジタル庁は制度を所管することになりました。各省の情報システムについては、強化した統括管理を行っています。政府と独法のシステムすべて、国からお金が入っている地方公共団体のシステム、さらには医療分野ですとか、教育分野だとか、防災分野だとか国民生活に非常に密接な準公共分野について、ある程度のシステム構築についてデジタル庁で統括監理の範囲としています。例えば、いわゆる競争領域と協調領域というところの、協調領域のプラットフォームのところまでは、やりとりされるデータの標準化も含めて国が決める。そのうえで実際のサービスは、民間の企業に担っていただくことを考えております。

そのうちの重要なものに関しては、デジタル庁自らがシステム整備をして、各府省が共通で利用します。例えば政府共通の人事、会計だとか、そういうところも含めたシステム、調達のシステム、規模の大きい重要なものについて、デジタル庁として自らシステム整備をします。裏付となる国の情報システム関係予算は、令和3年度で年間 8,000 億円分ありました。令和4年度概算要求で、1兆円を超える情報システム関係予算のうち、5,000 億円ぐらいをまとめてデジタル庁として要求しています。それを、各省に配分するなかで、統括監理を利かせていきます。

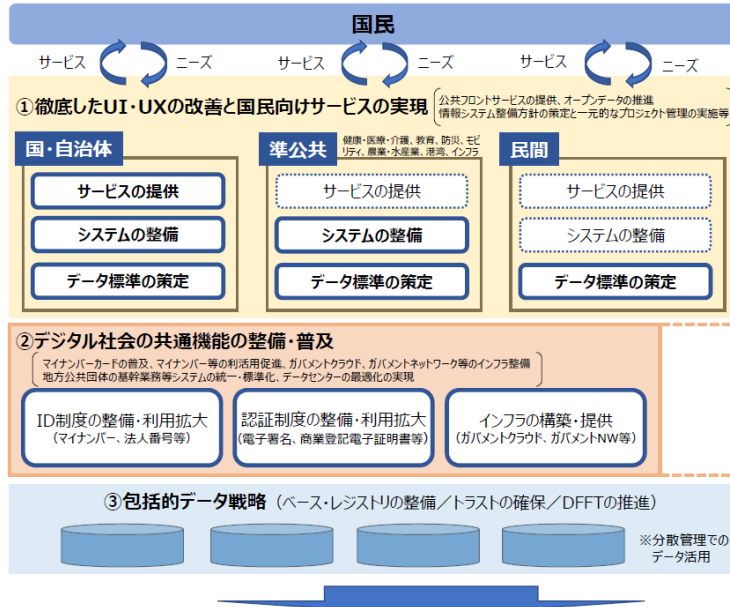
デジタル社会のビジョンとデジタル庁の組織

デジタル庁創設の際の有識者の検討会を経て、デジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会。誰一人残さない、人に優しいデジタル化。」を掲げました。この誰一人残さないというのがキーワードとなり、国会審議でも質問を受けました。デジタル庁だけでなく、政府全体として取り組む際に、これは低いゴールではなくて、非常に野心的なビジョンですが、これを掲げて組織づくりをしています。ビジョンに加えて、デジタル社会の基本原則もつくり、この10の原則を念頭に置いて、さまざまな業務を進めています。

現在の業務内容については、基本的には図表1で説明をしています。一番上に国民があって、国民向けにサービスを提供します。その下に四角が①、②、③とあり、②の「デジタル社会の共通機能の整備・普及」から見ていくのがわかりやすいと思います。ID、認証だとか、あるいはインフラとしてのクラウド基盤や、ネットワーク、そういうものはデジタル庁として用意します。IDについては、個人に関してマイナンバーを使い、法人に関して法人番号を使います。それに基づく認証制度で、マイナンバーカードに紐づく公的個人認証、あるいは法人の認証は、経済産業省で開発したGビズIDという取組を、ほかの官庁の仕組みにも広げていきます。

図表 1

デジタル庁が目指す姿 (デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン)



デジタル庁

- これらを効果的に実施するため、
- ④ 官民を挙げた人材の確保・育成
〔デジタルリテラシーの向上、専門人材の育成・確保〕
 - ⑤ 新技術を活用するための調達・規制の改革
〔新技術の活用のための調達方法の検討、規制改革〕
- 国民の利便性向上の前提としての、
- ⑥ アクセシビリティの確保
〔情報通信ネットワークの整備の支援、情報/リアリ環境の実現、ICT機器等に関する相談体制の充実等〕
 - ⑦ 安全・安心の確保
〔サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等〕
 - ⑧ 研究開発・実証の推進
 - ⑨ 計画の検証・評価

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現出来る社会 | 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化 | デジタルを意識しないデジタル社会 8

その下のデータに関して、データベースの持ち方、あるいは利用のルール、それから共用のしかた、誰がそれを見ることができるかという権限設定、この辺もきちんと考えたうえで、ベース・レジストリという基本的なデータベースを整備します。例えば、氏名、住所ですとか、法人で言えば法人名称から始まって、その所在地ですとか、企業情報といったものを、例えば補助金の申請などで入力したら、もう同じことを入力しないで済むワンスオンリーを実現しようとしています。国の大きなデータベースによる、データの一元管理は、さまざまな懸念を生む可能性があるので、分散管理をしたうえで、それにアクセスできるようにします。そのアクセス権限とセキュリティの設定は、共通のルールに基づいて行っていきます。

この②と③の共通の仕組みを前提として、①のところ、国・自治体の情報システム、医療、教育、防災など、準公共分野のシステム、加えて、それ以外の金融、決済といったさまざまな民間のサービスが行われている領域があります。それぞれに対して濃淡はありますが、国自体に関しては、データ標準の設定からシステムの整備を行い、自治体に対するサービス提供を行います。自治体がそれを住民に提供する部分に関しては、民間のさまざまなサービスを使っただけですが、バックエンドのところは、デジタル庁としてできる限り共通化して整備するということです。

例えば、準公共分野のサービスの提供は、競争領域になるので、その手前になるプラットフォームなどの協調領域に関してまで責任を持って行います。それ以外の分野に関しては、おそらくデータ標準化みたいところで役割があると考えています。一例として、金

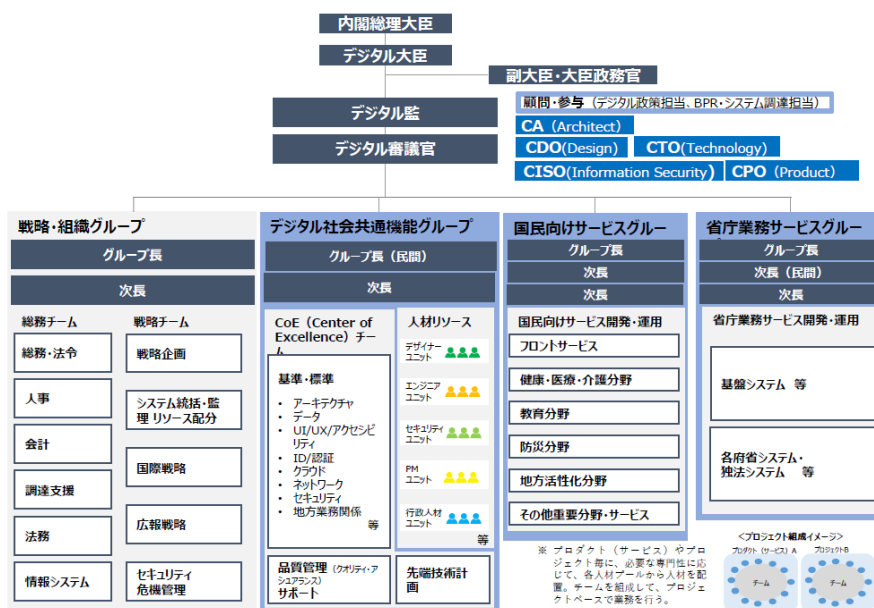
融分野で予定されているインボイスの導入に向け、各会計ソフトですとか、契約の管理のところのアプリケーションに共通する仕組みとして、電子インボイスの国際規格である Peppol（ペポル）標準を、デジタル庁が日本の標準の管理団体として登録することで使っていただく取組も進めています。

今は実現できていませんが、住民サービスをスマホで 60 秒で完結できるようにするとか、例えばコロナ対策とかで緊急に市町村から国にデータを集めるようなシステム整備が 1 週間でできる、といったところまで持っていきたいというふうに思っています。

これを実現するためのデジタル庁の組織体制、2020 年 9 月 1 日の段階ですけれども総理が一番上において、その下に 2 代目の牧島デジタル大臣、小林副大臣と山田大臣政務官が政務三役としています。この 3 人は、デジタル分野ですと自民党のなかでも議論をされてきた方々ですので、最初からさまざまな指示を受けています。デジタル庁を組織としてひとり立ちできるようにするというのを、政務三役も含めたミッションとして考えています。民間の石倉洋子さんにデジタル監を務めていただいて、次官級のデジタル審議官には赤石がついています。

図表 2

デジタル庁の組織体制



デジタル庁 10

顧問・参与となる CA (Chief Architect) とか CDO (Chief Design Officer) とか、CTO (Chief Technology Officer) は、アーキテクチャ分野、デザイン分野、テクノロジー技術、セキュリティ、プロダクト、それぞれについて、民間から非常勤で第一線級の方に来ていただいております。非常勤で最初は週 2 日などの契約で参画いただきましたが、実際は、ほぼ毎日、デジタル庁で議論を主導しています。

その下に、4つの局があります。ただ、局の名前はつけずに、所掌もきっちり定めずに、4つのグループとしています。戦略・組織グループ、デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ、それから省庁業務サービスグループがあります。私は、戦略・組織グループに属しており、ここは官房機能を担っています。総務、人事、会計と、さまざまな戦略、広報、セキュリティ、そういったことを担います。残りの3つは、国民向けサービスグループは、マイナンバーですとか、マイナンバーカード、それから、さまざまなワンストップサービスや、準公共分野と言っている教育、医療、防災の国民向けのサービスに関して、企画、開発を行うグループです。省庁業務グループは、省庁における各種システムの統括管理を担当するグループ。これら2つのグループは、縦割りのグループです。対して、デジタル社会共通機能グループは横串の機能を持ち、全体のアーキテクチャですとか、データ標準ですとか、UI/UX (User Interface/ User Experience) の考え方ですとか、共通の機能であるID認証、それからガバメントクラウド、ネットワーク、セキュリティ、こういったものをパーツとして、基準を決め、実際の開発をします。それを右側の縦割りのグループのほうのプロジェクトに適用し、共通化を図っていく、そんな仕組みです。実情は、さまざまな業務、プロジェクトを職員がかけ持ちで行っている段階です。プロジェクト間の有機的な融合や、リソースの柔軟な配分については、まだまだというのが、今の偽らざる状況です。

新しい組織として、ミッション、ビジョン、それからバリューを設定しました。ミッションに関しては、先ほど申しあげた、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」です。ビジョンについても、準備段階から掲げていた、**Government as a Service**、共通の仕組みに関しては、システムまではデジタル庁で作りあげて、自治体あるいは国のさまざまな環境に対して、サービスとして行政機能を提供する、そんなことができたらと思っ
ています。それから、**Government as a Startup**、官民が共同でデジタル改革を主導します。そのうえで、幹部も含めた全職員で議論して、われわれの業務の指針となるバリューを設定しました。

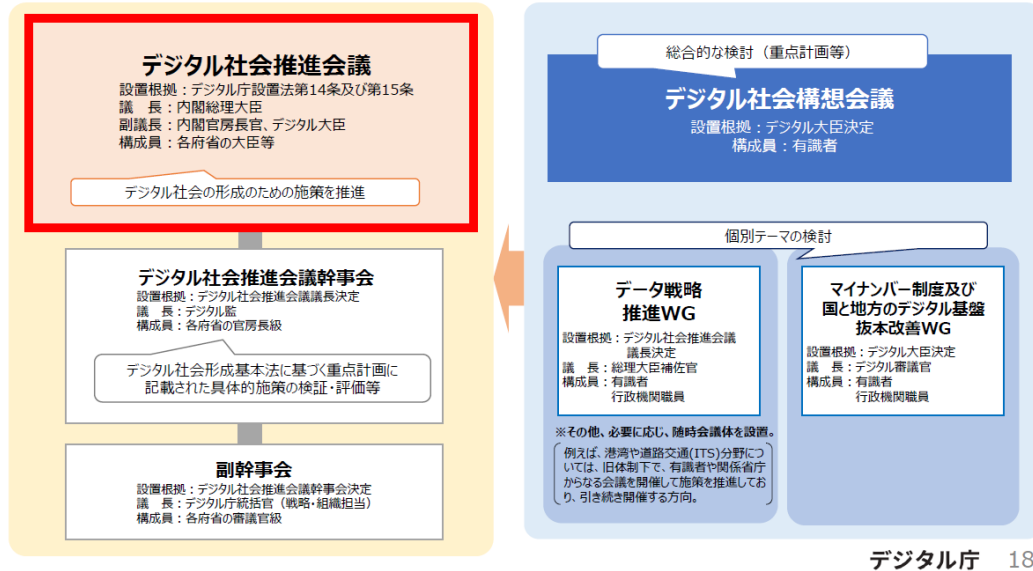
今後の取組

「デジタル社会推進会議」については、もともとIT戦略本部で、総理を中心して、有識者も含めた会議体がありましたが、総理を中心とした会議体は、各省の大臣の参加による会議とし、有識者による「デジタル社会構想会議」を新たに設置して、次の重点戦略に向けた議論を遠隔会議アプリも利用しながらすすめています。このデジタル社会構想会議の議論を踏まえて、新しい重点計画や、今後のわれわれの進めるべき対策について、整理し、デジタル庁をひとり立ちさせる過程のなかで、中身を詰めていきます。

図表 3

デジタル社会推進に向けた会議体

デジタル社会推進会議：デジタル庁設置法に基づき、デジタル社会の形成のための施策の実施の推進及びデジタル社会の形成のための施策について必要な関係行政機関相互の調整を行う。



デジタル庁の取組は、システム面に重点を置いた取組でした。各機関でばらばらになっていた仕組みを共通化し、データも相互に参照できるようなかたちにして、さまざまなサービスを基本的に連携させることが可能にするのが、われわれの大きな方向、指針だと考えています。しかし、それだけでは、社会全体のデジタル化には足りないと思っています。デジタル庁として、強力な司令塔機能を持って各府省に対してデジタル化を指導しますが、デジタル化を進めたところで、さまざまな制度、あるいは業務改革が結びつかないことには、単なるデジタル化、紙を電子にしたところで終わると思っています。規制改革の領域では、強力な仕組みである規制改革推進会議とセットで進めないといけないということは当初から考えていたところです。

デジタル庁の準備段階でも、当時の平井大臣と、規制改革担当大臣の河野大臣の二人で、教育分野、あるいは厚生労働分野の大臣と、個別の項目についてさらに規制改革できないかといった議論が行われていました。2代目の牧島大臣は、デジタル大臣としてだけではなくて、かつ規制改革及び行政改革担当でもあり、より構造改革がしやすくなった状況にあります。それを背景として、岸田政権で公約を掲げた、デジタルを起点にして、さまざまな業務の改革、制度の改革といったことを進めるべきときではないかという問いかけがあって、デジタル臨調の取組を始めました。

デジタル庁を設立して、デジタル改革の推進に対しては整備されました。しかし、規制・行政のあり方まで本格的に構造改革しないと、本当に恩恵を国民、事業者が享受することは困難です。実際に、わが国の立ち位置は、最高水準と言われる他国に比べると、後塵を

拝している状況だと思っていて、これを挽回していくためには、単なるデジタル化だけではなくて、これまで積み重ねてきていた制度、仕事の進め方、これをデジタルで最適化しないと変わっていかないという問題意識です。

図表4で、社会経済活動のさまざまな局面で目詰まりが生じたということ、より具体的に書き出しています。国と政府、自治体に関しては、マイナンバーカードの普及もまだまだだし、ID 認証に関してはばらばらだし、ワクチンの接種状況の把握に関しても、VRS(Vaccination Record System)は1～2回目接種は読み取りの精度に課題があり（3回目接種では解決）、自治体で修正作業も発生しています。それから、ばらばらに保有していたデータの連携は難しく、国、政府のあいだの連携も課題です。医療・教育、いわゆる準公共分野に関しても、緊急時の対応がなかなか難しく、スピード感ある実態把握ということもできないですし、データ自体もそろっていません。

図表4

構造改革の必要性

○コロナが浮き彫りにした日本のデジタル化の遅れは、他の全ての分野に通じる本質的課題。
 ○国民がデジタルを活用したより良いサービスを楽しむ、成長を実感できるためには、国を構成する「国民」「社会」「産業」「自治体」「政府」といった主体・分野にまたがる本質的「構造改革」が必要。

■国民と政府/自治体と政府の関係の問題

×政府にとり、パンデミックの広がりや感染者の行動などコロナ関連の実態の把握が課題に（マイナンバーカード、事業者関係のID・認証の普及、ワクチン接種状況の把握）。

×政府にとり、こどもの困窮の実態など、コロナの影響の広がりの把握も課題に。

×多くの行政事務について、バラバラに保有していたデータの連携は難しく、自治体・政府との間での連携も課題に。

■医療・教育などの重要な社会システムの問題

×健康・医療システムの緊急時の対応が課題に。例えば、スピード感ある実態把握や、病院間や保健所の連携も課題に。コロナ関連データ（ウイルス遺伝子、コロナ肺画像、検体など）の整備も課題に。

×オンライン診療、オンライン教育などを実行する上での仕組み・体制も不十分。

■産業のデジタル化の問題

×経済活動がデジタル化する中で、GAFAMは着実に成長。日本の産業はデジタル化で劣後。スタートアップによる新陳代謝も遅れ。

×様々な規制・慣行が、現場のデジタル化を進める課題に（書面、目視点検など）。

■デジタル人材の供給・需要側の関係の問題

×大学等（デジタル関連の卒業生の少なさ）と産業界（専門性に沿った給与体系の不備）の中で、将来を担うデジタル人材を十分に育てることが課題に。

■政府自体の体制・能力の問題

×政府のITシステムが十分に機能せず（データがとれない、連携もできない）。

×デジタル人材不足/硬直的な調達制度/EBPMの欠如。

×ITシステムだけでなく規制も含めた構造改革をエンフォースメントのできる司令塔の欠如。

成長戦略という観点に関しては、デジタル化の恩恵は確実にあって、GAFAM(Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft)と呼ばれる巨大企業は着実に成長して、最高益を計上しています。ところが日本の産業は、デジタル化で劣後し、スタートアップによる新陳代謝も進んでいません。目視や書面主義といった規制・慣行、アナログの部分が残って、デジタル完結ができないという課題があります。人材についても、教育課程でのデジタル人材の教育も少なく、産業界の受け皿もまだまだ小さいという問題もあります。繰り返しになりますが、政府自体では、ばらばらの仕組みで十分に機能していない。また、デジタル人材自体が少ない。デジタル庁全体で600人を超える人たちが働いていますが、そのう

ちの民間の人たちの大半が非常勤です。これには、当然給与体系や、採用のさまざまな障害があります。調達についても、いわゆるアジャイル開発ですとか、スタートアップに関する調達への参加の限界といった課題があります。それから、EBPM(Evidence Based Policy Making)については、データが取れない以上、政策に関する評価ができない。KPI(Key Performance Indicator)も設定しないまま、いわゆる勘と経験による施策がいまだに続いているのも、この国の状況です。

IT システムだけではなくて、規制も含めた構造改革をエンフォースメントできる司令塔、つまりデジタル庁単体では足りないというところで、デジタル臨調という発想になりました。デジタル原則というものを共通の原則として、それをデジタルと、規制と、行革、それぞれに当てはめることを考えていくこととなります。

デジタル原則の詳細についてはこれから検討しますが、打ち出させていただいたのは、ここにある5つです(図表5)。デジタル完結・自動化を徹底させる。アナログの過程を介在させない。書面、対面、目視、点検について、デジタルで済ませる。あるいは、新しいテクノロジーを採用します。それはドローンかもしれないですし、衛星画像かもしれない。こういったものをきちんと適用して、これまでの規制を置き換えることも含めて点検します。そのルールに基づいて、データに関してはシステム間の相互運用性を確保します。それを前提として、デジタル庁の本来業務である、デジタル基盤、ID、ベース・レジストリは、独自で縦割りのものをつくるのではなく、共通基盤を利用することをデフォルトにすることを目指します。アジャイルガバナンスについては、システムやルールを作って、作った以上そのまま運用し続けるということではなくて、その上の改善というプロセスを必ず入れるということです。

GtoBtoC(Government to Business to Consumer)については、行政サービスを提供するときには、バックエンドはできる限り共通化します。最後の国民への向き合いのところに関しては、民間企業の優れた UI/UX を活用します。ポピュラーなアプリを使うのか、新開発のアプリかもしれませんが、そういったものを活用して、行政とそれから民間の創意工夫を掛け合わせて、国民に対するサービス提供をいいものにしていきます。デジタル化で求められていることとして、この5つの原則に、さらに追加したり、あるいは修正したりという議論はありますが、役所が構築するこれからのシステム、あるいはデジタルのサービスは、すべてこの原則にのっとったものにしようとしています。地方においても、例えば補助金や実証実験など、国の資金を使ってつくられるものに関しても、この原則を当てはめて執行することが求められていくようになるでしょう。

デジタル時代の規制制度のあり方は、2020年6月に、規制改革会議で検討して、メニューが出来上がっています。メニューはありますが、手つかずのところが多いです。例えばリスク把握の精緻化という項目で、目視ですとか、定期点検業務、技術中立的な規制について、これまで、工場の操業を一日止めて点検を行って、その結果を所管のところに届けることをやっていました。しかし、稼働状況はデータを通じて見るができる、あるいは

はカメラや、ドローン、センサーといったもので、ラインを止めなくてもわかることに関しては、技術的にこれまでの規制を置き換えることができないかということを考えていく必要があります。法令上の書きぶりは、技術中立的なものにして、今後の技術発展を受け止められるようなかたちにする必要があります。他にも、対面・書面原則の再検証と見直し、ゴールベース規制というような課題提起がされていて、これをどうにかたちで行っていくのか、対象をどうするのかというところは、これから検討しなければいけないと考えています。

図表 5

デジタル原則の方向性

「デジタル原則」は、例えば以下のような項目を含めて検討していったらどうか。DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）に基づく国際枠組みの形成も含めて、国内外での連動した対応も具体化していくべきではないか。

1. デジタル完結・自動化原則

書面、対面、目視、定期点検などを義務づけるルールについて、デジタル完結・自動化による対応を基本とすること。

2. 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを活用できるよう、システム間の相互運用性を確保すること。

3. デジタル共通基盤利用原則

デジタル基盤、IDやベース・レジストリなどは、分野ごとの縦割りで独自のシステムを構築するのではなく、共通基盤を利用すること。

4. アジャイルガバナンス原則

デジタル技術を使って、一律かつ硬直的なガバナンスではなく、柔軟で継続的な改善を可能とするガバナンスを行うこと。

5. 官民連携原則（GtoBtoCモデル）

行政がサービス提供する際に、国民接点は民間企業のUIUXを活用するなど、民間の力を最大化する新たな官民連携を行うこと。

デジタル庁 22

デジタル田園都市国家構想

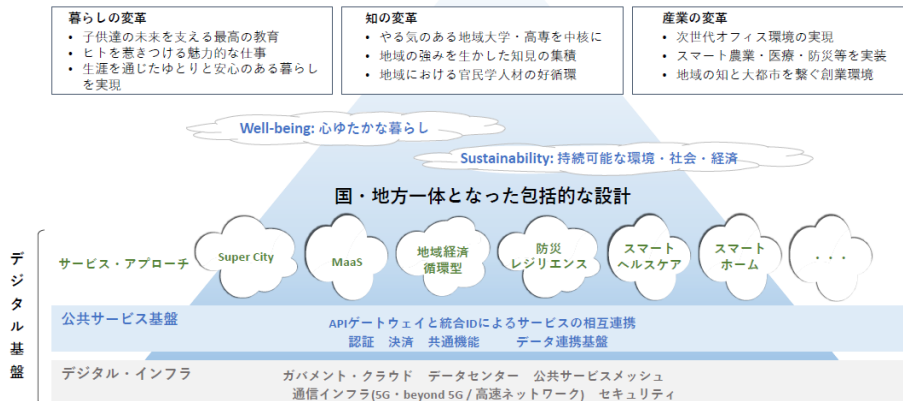
デジタル田園都市国家構想について、紹介させていただきます。デジタル田園都市国家実現会議には、有識者構成員がたくさんいらっしゃり、会議自体は地方創生担当の若宮大臣が、全体を仕切り、デジタル大臣の牧島大臣も協力するかたちで開催されています。岸田政権のデジタル田園都市は、デジタルを使って地方を活性化させることを考えており、これまでのように都市と地方の差をなくすという発想ではなくて、個性ある地方の良さを伸ばしていくとしています（図表6）。

図表 6

デジタル田園都市国家構想

- 地域の「暮らしや社会」、「教育や研究開発」、「産業や経済」をデジタル基盤の力により変革し、
- 「大都市の利便性」と「地域の豊かさ」を融合した「デジタル田園都市」を構築。
- 「心ゆたかな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

地方の魅力をそのままに、都市に負けない利便性と可能性を



24

デジタル庁としては、地方のさまざまな取組を、デジタルの文脈でより加速させていくことについて異論はありません。しかし、地方でばらばらな仕組みが乱立されることにつながってしまうと、サステイナブルじゃないと考えていて、共通化の発想が必要です。デジタルインフラとして政府が用意するガバメントクラウド、あるいはデータセンターの共用、公共サービスメッシュというのは、自治体ごとにばらばらの仕組みではなくて、同じアーキテクチャのなかでデータ連携ができるように考えているものです。それを支える通信インフラもあります。それらを基盤として、その上に分野を共通できる公共サービス基盤があります。これはデジタル庁として整備します。いわゆる ID 認証の仕組みもそうですし、API (Application Programming Interface) でさまざまなアプリケーションをつなげるよう標準化していく必要があります。ここがプラットフォームになって、その上にさまざまなアプリケーションが展開していきます。自治体、あるいは地域によって、取り組み方はさまざまで、いわゆる Super City の取組を行う自治体もあれば、モビリティに特化したり、あるいは地域の経済、地域通貨を展開する自治体もありますし、防災の分野でやる自治体や、ヘルスケア、あるいはスマートホームの場合もあります。こうしたさまざまな取組は、共通の基盤に乗っていて、一つの自治体で成功したら、それを全国的に横展開が容易に実現できるようなかたちで、地方活性化のための補助事業も実施すればいいのではないかと考えています。

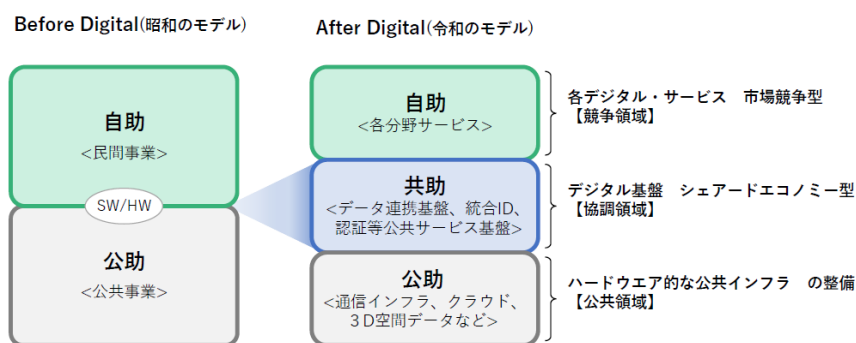
デジタル化については、公共事業とそれから民間事業というものがもともと分かれていたものに対して、共助の文脈で考えています (図表 7)。公共サービス基盤とデジタルインフラの一部が共通的なもので、協調領域をきちんと整備して、皆さんがそれを使えるよう

なかたちで考えることが、デジタル庁目線で見たところのデジタル田園都市構想の一つの肝と考えています。デジタル臨調で考えていたデジタル原則を地方で実装するときの、一つの場として、このデジタル田園都市国家実現会議を活用していきます。

図表 7

■ デジタル基盤の確立と共助のビジネスモデル

- デジタル田園都市の実現には、データ連携基盤をはじめ、統合ID、認証など共通サービスを支えるデジタル基盤が必要。基盤の運営・構築を持続可能な形で担うのは、官単独でも、事業者単独でも難しい。官民学、全員が参加し、民を中心に管理・運営する共助(シェアードエコノミー型)のビジネスモデルが必要。
- ただし、そこを目指しても、国が自治体の取組をただ支援するだけでは、それを引き受ける特定事業者だけを利して終わる可能性も高い。このため、ハードウェアの共有、システムの共有、それを担う人脈の形成など、幾つかのアプローチから、民主導の共助のビジネスモデルの確立を、国自ら積極的に支援する。



26

まとめます。2020年の9月に、管総理から号令をかけられ、デジタル庁を制度設計し、各省との関係も整備して、2021年9月1日にデジタル庁の組織体制ができました。ここから先は、システムだけではなく、規制制度も含めた構造改革を進める、次のフェーズの局面に差しかかってきたというふうに思っています。しかし、まだまだよちよち歩きにもなっていない状況です。たとえば、庁内のリソース配分と働き方については、議論しながら民間の知恵やツールも利用して改善し、デジタル庁で新しい働き方を実現していきたい、それが霞ヶ関全体の改革につながっていけばいいのかなということを考えています。

そして、デジタル人材が、これもデジタル庁だけではなくて、国全体、あるいは地方も含めて循環する流れもつくっていかないといけないと思っています。他方でコンプライアンスなどのルールはきちんと設定して、それを実施して、監視もして、疑念を抱かれないようにする工夫も必要です。そういったことも整えながら進めています。まだまだデジタル庁改善途上ですので、さまざまな疑問や指摘いただいて、改善を進めていきます。